

(表)

		3mm	
		第	号
地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)			
第144条の27第4項の規定に基づく			
監 査 証 票			
所属			
官職	氏	名	3 mm
	年	月 日生	
令和	年	月	日交付
主 務 大 臣			

(裏)

地方公務員等共済組合法(抄)	
(主務大臣の権限)	
第144条の27(第1項、第2項、第3項略)	
4	主務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。
5	略
(主務大臣等)	
第144条の29(第1項、第2項略)	
3	第144条の27第1項及び第4項並びに前条第1項及び第2項に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
4	略
第147条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。	
一	第144条の27第2項又は第4項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二	略

備考

- 1 都道府県知事が当該職員に監査させる場合は、様式中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「官職」とあるのは「職名」とする。
- 2 用紙は、厚紙白紙、日本産業規格B8とする。